

東日本大震災に係る被災住宅用地申告書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、地方税法附則第56条第1項の規定の適用を受けたいので、八千代市税条例附則第18条の8第1項の規定により、下記のとおり申告します。

申告者 (納税義務者)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	電話	
被災した年度の 納税義務者 (申告者と異なる場合)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	申告者との関係	
被災した住宅用地	所在地	・ m ²
	所在地	・ m ²
	所在地	・ m ²
滅失又は損壊した 家屋	所有者名	
	住所	
	家屋番号	
住宅用地として 使用することが できない理由	<input type="checkbox"/> がれき等の処理で物理的に使用できない。 <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる。 <input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建まで時間が必要である。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他特記事項		

添付書類

- (1) 当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
⇒ 「り災(被災)証明書」(写)
- (2) 申告者(納税義務者)が被災住宅用地について平成23年3月11日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証する書類
⇒ 「戸籍謄本」(写), 「法人の登記簿謄本」(写)

※この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が、東日本大震災により家屋が滅失又は損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、平成24年度から令和8年度まで住宅用地の特例を受けようとするためのものです。